

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本内科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
 - （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）
 - （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本小児科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本皮膚科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
 - （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）
 - （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本精神神経学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関する事（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本外科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （2）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関する事（医師法第十六条の九関係）
 - （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
 - （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本整形外科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本産婦人科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （2）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本眼科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
 - （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）
 - （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関する事（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本泌尿器科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本脳神経外科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本医学放射線学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関する事（医師法第十六条の九関係）

- （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人麻酔科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人病理学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （2）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）
 - （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本臨床検査医学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （2）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関する事（医師法第十六条の九関係）
 - （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本救急医学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）
 - （1）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
 - （2）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）
 - （1）カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
 - （2）都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本形成外科学会への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
（医師法第十六条の八関係）

- （1）日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- （2）プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- （3）連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

- （1）地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本リハビリテーション医学会への意見及び要請
(案)

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の八関係)

(1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。

(2) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

(3) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること (医師法第十六条の九関係)

(1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。